

障害福祉サービス受給者証を
お持ちの方へ65歳を迎える
前のお知らせです



ご不明な点がございましたら、障がい福祉課・保健所地域
保健課にお問い合わせください。



郡山市保健福祉部障がい福祉課
郡山市朝日一丁目 23 番 7 号 Tel924-2381

郡山市保健福祉部保健所地域保健課
郡山市朝日二丁目 15 番 1 号 Tel924-2163

郡山市障がい者自立支援協議会
自立生活支援部会

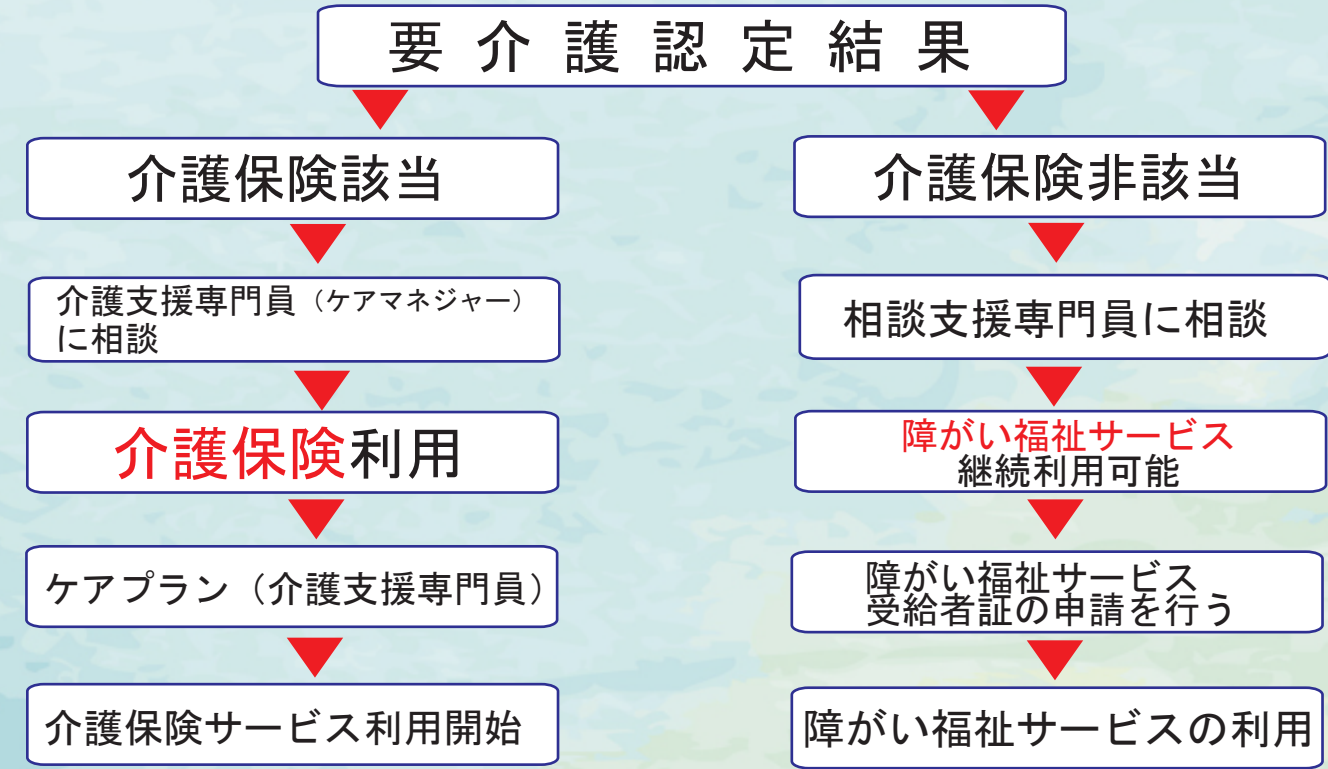
障害福祉サービス受給者証の更新について（65歳になる方へ）

65歳の誕生日の**2日前**に障害福祉サービス受給者証の有効期限が切れます。65歳以上の方は、原則介護保険サービスの利用となりますが、引き続き障害福祉サービスを受けられるかどうかを判断するためにも、障害福祉サービス受給者証の更新手続きの前に**要介護認定の申請が必要**になります。
※通常届く障害福祉サービス受給者証更新の書類は届かないため、障害福祉サービス受給者証の有効期限を確認し、介護保険の申請を行うようにしてください。

《 要介護認定申請の流れ 》

- ※申請は65歳になる**3ヶ月前**から手続き可能です。
- ①郡山市役所介護保険担当窓口か各行政センターで申請書をお願いしてください。
 - ②申請書に記入し、介護保険担当窓口か各行政センターに提出します。
 - ③市の調査員より調査日程の連絡が入ります。
 - ④市の調査員が訪問して、**認定調査**を行います。
※認定結果が出るまで**1ヶ月ほど**かかります。

《 判定後の流れ 》



※必要に応じて障がい福祉サービスの利用も可能です。

(一)		
障害福祉サービス受給者証		
受給者証番号		0000000000
支給決定障害者等	居住地	郡山市〇〇町字△△123番地
	フリガナ	コオリヤマ タロウ
	氏 名	郡山 太郎
	生年月日	昭和27年4月30日
児童	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	平成 年 月 日
障害種別		1 ② 3 5
交付年月日		平成28年5月1日
支給市町村名及び 印		

(二)	
介護給付の支給決定内容	
障害支援区分	区分 3
認定有効期間	平成28年5月1日から平成29年4月28日まで
サービス種別	短期入所
支給量等	7日／月
支給決定期間	平成28年5月1日から平成29年
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	
予備欄	

65歳の誕生日の2日前に認定有効期間が切れるので、障害福祉サービス受給者証の有効期限を確認

(三)	
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	
サービス種別	

(四)	
訓練等給付費の支給決定期間	
障害支援区分	区分 3
認定有効期間	平成28年5月1日から平成29年4月28日まで
サービス種別	就労継続支援（B型）
支給量等	23日／月
認定有効期間	平成28年5月1日から平成29年4月28日まで
サービス種別	
支給量等	
認定有効期間	
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	
予備欄	